

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB（以下「事業場」という。）において、介護職員として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、自家用車を運転して事業場に出勤する途中、交差点角のポールに衝突し、その衝撃でハンドルが外れ顔面に当たり負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同日、Cクリニックに受診し「顔挫創、口腔内挫創、頸椎捻挫、前胸部打撲傷」と診断された後、療養を行い、○年○月○日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件負傷の療養効果が期待し得ない状態になったことについて、請求人は、要旨、「D医師に、もっと治療をしたいと言ったが、もう良くならないということで、○年○月○日で切られました。」と述べており、療養の終了については同日であったと認められる。
- (2) 症状の固定は、残存する症状が、自然的経過によって到達すると認められる最終の状態をいうとされており、本件負傷については、療養効果が期待し得なくなった○年○月○日に請求人に残存した症状について判断を行うこととなる。D医師作成の診断書によると、①右下口唇の○mm長の線状痕、②下顎の○mm長の線状痕及び③左鼻孔下の○mm長の線状痕とされている。なお、D医師は、要旨、「②については、真皮縫合した部分であり、今後も残存し、①及び③については、消退していく。」と述べている。当審査会としては、②については同日に症状が固定したものであり、同日の状態によって障害の程度を評価することが相当であると判断する。また、①及び③については症状固定までに期間を要すると認めるも、上記のとおり、D医師は消退していくと述べていることから、症状固定したときには醜状痕と認めるには至らないものと判断する。
- (3) 請求人は、再審査請求意見書及びD医師作成の○年○月○日付け自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書（以下「後遺障害診断書」という。）を当審査会に提出し、要旨、「○年○月○日付けのD医師作成の診断書の記載について、障害認定の時期が早急過ぎたといえ、請求人の現状を確認の上判断を願う。」と主張している。この点、確かにD医師は、後遺障害診断書で、要旨、「○年○月○日、受診時、左下顎部創は約○mmであった。」と述べているが、「○年○月○日縫合後約○mmで、右端は正中線に及ばず皮膚の外傷もなかった。」、

「請求人は、○年○月○日階段で転倒し、同部を受傷し、創傷処理を行っている。」とも述べている。さらに、同医師は、後遺障害診断書においても、診断日を○年○月○日とし、下顎の線状痕は○mmとしているところであり、本件負傷の左下顎部創の症状固定日は、上記のとおり、○年○月○日とし、上記(2)のとおり判断することに異論の余地はないものとする。

(4) 以上のことから、当審査会は、請求人の障害の程度の評価については、決定書理由に説示したとおり、認定基準に定める程度の障害は残存していないものと判断する。

(5) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。